

中国における燃料税の検討状況について

1 経緯

- (1) 「改正中華人民共和国公路法」(1999年10月31日)及び「交通及び車両税費改革実施方案」(2000年10月22日)では、ガソリン、ディーゼル油及び自動車用の液化ガス、燃料ガスに課税する燃料税を実施することを決めている。
- (2) 「交通及び車両税費改革実施方案」によれば、国内市場における石油製品の価格安定のため、国際市場の原油価格が高騰している状況を踏まえながら、燃料税を実施することとした。また、燃料税はガソリン、ディーゼル油の生産・卸売業、輸入業及び自動車用の液化ガス、燃料ガスの小売業に課税する(生産・卸売業、小売業は販売時課税、輸入業は通関時課税)。環境保護のため、自動車のクリーン燃料は燃料税を半額にする。燃料税による税収は、人民解放軍、武装警察、鉄道等公的部門からのものは全て中央へ、その他の税収は中央40%、地方60%で配分されている。

2 最近の動向

- (1) 国家税務総局の謝旭人局長が2005年1月11日の記者会見で、「比較的適当な時期を選び、石油燃料税の徴収を始める必要がある」、「数年の研究で、石油燃料税徴収案について一応の意見がまとまっている。現在、原油価格が上昇し、下落しないことから、各方面の要素を考慮し、比較的良い時期に徴収を始めなければならない」と述べた。(2005年1月12日新華社電)
- (2) 2005年1月22日、國務院発展研究センターは、導入が検討されている燃料税の徴収案を既に策定したと公表した。報道(2005年2月5日北京晨報)によれば税率等は明らかになっていないが、従来から徴収している「養路費」(道路税)を燃料税に切り替えるとみられ、「一般消費者の負担は増やさない」ことを原則としていることから、燃料価格が安定している現在の状況では、年間の出費が徴収前を上回ることはないとみられている。
- (3) 一方、2005年2月4日付中国青年報によれば、中国社会科学院財政・貿易経済研究所副所長の高培勇などは、今年中に燃料税が導入されることは無いと述べている。

第二章 亂世的風雲：清廷的內憂外患

時，他說：「我朝自康熙以來，國力日盛，雖有外患，但無內憂。」

雍正之後，乾隆繼位，他說：「我朝自康熙以來，國力日盛，雖有外患，但無內憂。」

乾隆之後，嘉慶繼位，他說：「我朝自康熙以來，國力日盛，雖有外患，但無內憂。」

道光之後，咸豐繼位，他說：「我朝自康熙以來，國力日盛，雖有外患，但無內憂。」

咸豐之後，同治繼位，他說：「我朝自康熙以來，國力日盛，雖有外患，但無內憂。」

同治之後，光緒繼位，他說：「我朝自康熙以來，國力日盛，雖有外患，但無內憂。」